

平成 2 2 年度採用

平成 2 1 年 6 月

受 験 案 内

芦屋市職員採用案内（消防職）

試 験 日 平成 2 1 年 7 月 2 6 日（日）

試験会場 芦屋市消防庁舎（芦屋市精道町 8 番 2 6 号）

受付期間 平成 2 1 年 6 月 1 5 日（月）～ 6 月 3 0 日（火）
（ただし，土曜日・日曜日を除く。）
午前 9 時～午後 5 時 3 0 分
（ただし，正午から午後 0 時 4 5 分を除く）
郵送による受験申込みは，6 月 3 0 日（火）午後
5 時 3 0 分までに必着のこと

受付及び問い合わせ

芦屋市消防本部管理課

〒659-0064 芦屋市精道町 8 番 2 6 号

（阪神電車「芦屋駅」下車南すぐ）

（0797）38 - 2095

芦屋市ホームページアドレス

<http://www.city.ashiya.hyogo.jp/>

1 職種・採用予定人員・受験資格

職 種	採用予定 人 員	受 験 資 格	
消防職	2 名	大 学 卒	昭和 5 9 年 4 月 2 日以降出生の人で，学校教育法による 4 年制大学を卒業した人又は平成 2 2 年 3 月までに卒業見込みの人
		短 大 卒 又 は 高等専門 学校等卒	昭和 6 1 年 4 月 2 日以降出生の人で，学校教育法による短期大学，高等専門学校若しくは専修学校専門課程（修了年限 2 年以上）を卒業した人又は平成 2 2 年 3 月までに卒業見込みの人

上記受験資格以外にも，次の要件が必要です。

項 目	男 性	女 性
身 長	おおむね 1 6 0 c m 以上	おおむね 1 5 5 c m 以上
体 重	おおむね 5 0 k g 以上	おおむね 4 5 k g 以上
胸 囲	身長のおおむね 2 分の 1 以上	
視 力	矯正視力を含み両眼で 1 . 0 以上かつ裸眼視力が左右それぞれ 0 . 3 以上で，赤色，青色及び黄色の識別ができること	
聴 力	左右ともに正常なこと	

- <注意>
- (1) 地方公務員法第 1 6 条（欠格条項）に該当する人は応募できません。
 - (2) 採用時には，通勤可能な地域に住居を定めてください。
 - (3) 採用後 6 か月間兵庫県消防学校へ入校します。その後，消防署所に配属され，2 4 時間の隔日勤務となります。
 - (4) 卒業見込みの採用試験合格者が，平成 2 2 年 3 月 3 1 日までに卒業できなかった場合は，合格（採用）を取り消します。

2 受験手続

申込書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 芦屋市職員採用試験受験申込書（本市所定の用紙に縦 4 . 5 c m ・横 3 . 5 c m 上半身脱帽の写真を貼ってください） 2 受験票（1 と同じ写真を貼ってください） 3 専修学校については，学校教育法に基づく専修学校であることの証明書の写しが必要です。
------	--

- <注意> 郵送による受験申込の際は，8 0 円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

3 試験日程・会場等

試験	内容	受験対象	日時	会場
第1次	筆記試験 (教養) 適性検査	全員	平成21年7月26日(日) 午前9時30分集合	芦屋市 消防庁舎
第2次	面接 体力検査	第1次試験 合格者	・日時、会場は別途通知します。 ・第2次試験の受験者は、最終学校卒業見込証明書(卒業証明書)、学業成績証明書、健康診断書を提出していただきます。	

4 第1次試験科目

科目	形式	出題範囲	時間
教養	択一式	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	120分
適性検査	択一式	消防職員としての適応性を機器運用技能の面からみる	15分

5 持参するもの

受験票、筆記用具(HB鉛筆、消しゴム、ボールペン)

6 試験結果の開示について

この試験の結果については、開示請求をすることができます。

なお、電話・はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(受験票・運転免許証等)を持参のうえ、必ず受験者本人が請求してください。

試験	請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次	不合格者	総合得点 及び順位	試験結果通知の日から 1か月間	消防本部管理課
第2次	受験者			

7 採用予定日

平成22年4月1日

8 採用後の待遇

基準月収(平成21年4月1日現在)		その他
大学卒	207,705円	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、期末勤勉手当等を条例・規則に基づいて支給します。
短大卒	189,885円	

基準月収とは、給料月額に地域手当を加算した額です。

毎年、原則として給与改定があります。

既卒者については、卒業後の経歴により加算します。

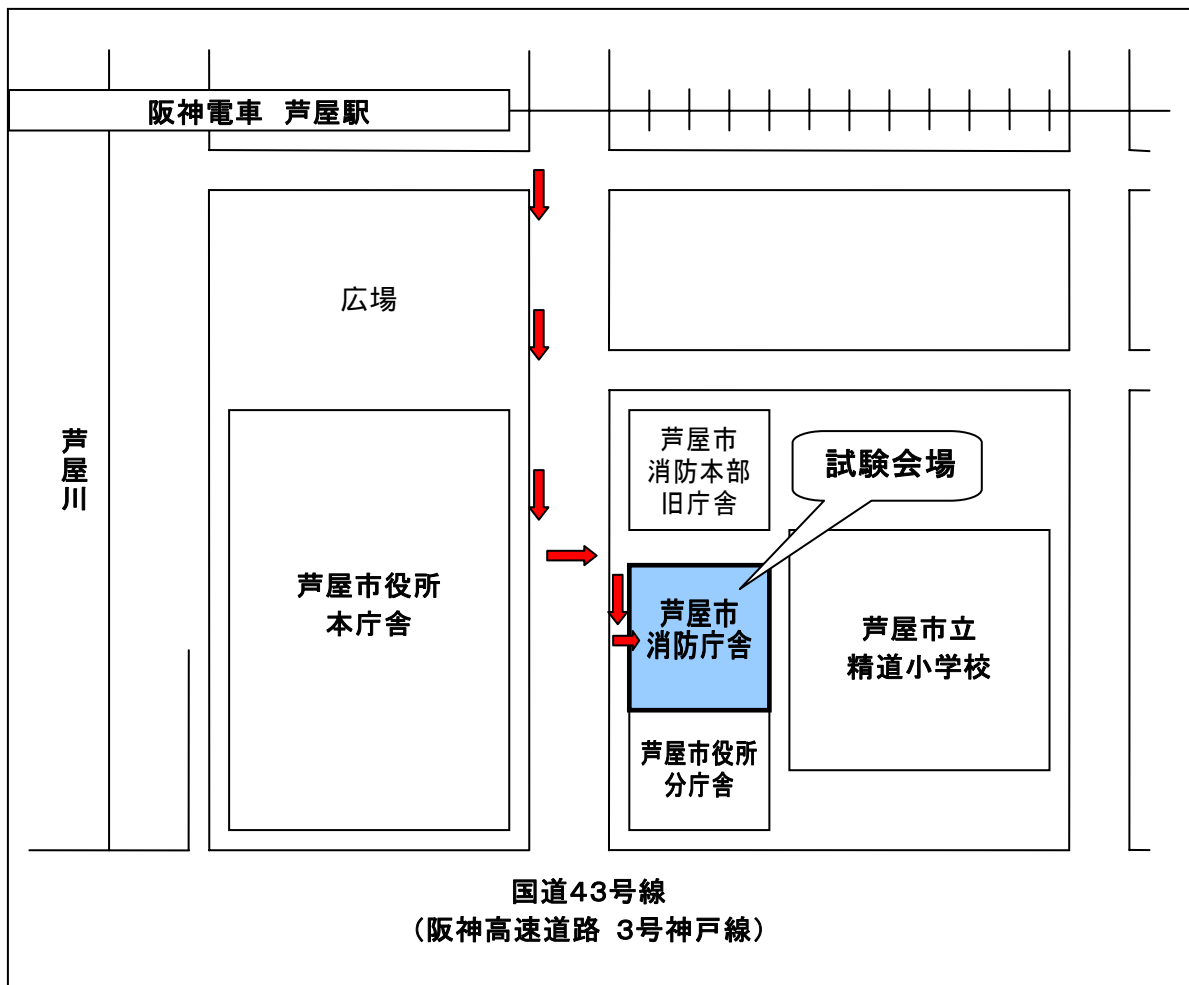
9 その他

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除く外、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験会場案内図



阪神電車「芦屋駅」下車 南へすぐ